

令和7年度第2回横須賀市行政手続審議会

日 時 令和8年1月16日（金）

午前10時から

場 所 横須賀市消防局庁舎4階

災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

ア 前回議事録の承認について

イ 令和6年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について（報告）

ウ 許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について（報告）

エ 審査基準等の設定状況について（報告）

3 その他

4 閉 会

（配布資料）

資料1 令和6年度パブリック・コメント手続実施状況報告書

資料1別紙 令和6年度パブリック・コメント手続実施案件

資料2 許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について

資料3 令和7年度審査基準等の設定状況

令和 6 年度

パブリック・コメント手続

実施状況報告書

総務部総務課

1 パブリック・コメント手続実施件数

22件（前年度15件）

（対象別内訳）

（）内は前年度値

対 象	件 数	割合（合计数比率）
条 例	13 件（3 件）	59.1 %（20.0 %）
規 則	1 件（1 件）	4.5 %（6.7 %）
審査等基準	1 件（0 件）	4.5 %（0 %）
計 画	7 件（10 件）	31.9 %（66.6 %）
基本方針等	0 件（1 件）	0%（6.7 %）
計	22 件（15 件）	100.00%（100.0 %）

（参考）

令和6年度条例制定改廃件数 85件

規則制定改廃件数 90件

2 意見提出状況

- ・意見なし 12件（前年度 8件）
- ・意見あり 10件（前年度 7件）

（意見提出件数別内訳）

（）内は前年度値

意見提出件数	件 数	割合（合计数比率）
1 ～ 10 件	5 件（2 件）	50.0 %（28.6 %）
11 ～ 20 件	1 件（2 件）	10.0 %（28.6 %）
21 ～ 50 件	2 件（2 件）	20.0 %（28.6 %）
51 ～ 100 件	0 件（1 件）	0 %（14.2 %）
101 ～ 件	2 件（0 件）	20.0 %（0 %）
計	10 件（7 件）	100.0 %（100.0 %）

3 意見に対する案の修正状況

（）内は前年度値

意見に対する案の修正状況	件 数	割合（合计数比率）
修正あり	3 件（3 件）	30.0 %（42.9 %）
修正なし	7 件（4 件）	70.0 %（57.1 %）
計	10 件（7 件）	100.0 %（100.0 %）

4 パブリック・コメント手続を実施しなかった案件

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例（以下「パブコメ条例」という。）第5条第1項の規定により手続を実施しなかった案件は、次のとおりです。

1 特に専門的知識を要するもの（パブコメ条例第5条第1項第3号）

- ・旅館業条例
（浴槽水の衛生措置の基準の変更）
- ・公衆浴場条例
（浴槽水の衛生措置の基準の変更）

2 法令の改正又は廃止に伴う条、項等の移動、用語の整備等の軽微な改正（パブコメ条例第5条第1項第4号）

- ◇都市緑地法の改正関係
 - ・みどりの基本条例
- ◇都市計画法の改正関係
 - ・都市計画決定等に係る手続きに関する条例

3 条例の改正のうち、パブコメ条例第4条第1号に掲げる内容を含まないもの（パブコメ条例第5条第1項第5号）

- ・自転車等の放置防止に関する条例
（設備の老朽化に伴う堀ノ内駅自転車等駐車場の有料使用時間の短縮）
- ・廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
（廃棄物減量等推進員の廃止）
- ・宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例
（宅地造成等規制法の改正に伴い、同法と重複する基準等の整備その他文言整備）
- ・開発許可等の基準及び手続に関する条例
（都市計画法と重複する手続の廃止及び土地の区画及び形質等の定義の文言整備）

<参考>横須賀市市民パブリック・コメント手続条例抜粋

(対象)

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)

(2号以下略)

令和6年度 パブリック・コメント手続実施案件

(表記方法)

- ・内訳欄は、意見提出の内訳（個人又は団体）を記載
※当該集計は、令和3年12月実施案件から集計開始
- ・色付きの行は、意見に対して修正をした案件

1 条例（13件）

案件名	担当課	提出された 意見数	内訳
公園墓地条例等の改正について	建設部 公園建設課	5件 (1人)	個人
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	民生局福祉こども部 子育て支援課	200件 (104人)	個人
市営住宅条例の改正について	都市部 市営住宅課	0件	—
老人福祉センター条例の廃止について	民生局福祉こども部 福祉施設課	5件 (1人)	個人
刑法改正に伴う本市条例改正について	総務部 総務課	0件	—
土地利用調整関連条例の改正について	都市部 都市計画課	10件 (5人)	個人
建築基準条例の改正について	都市部 建築指導課	0件	—
男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例の改正について	市長室 人権・ダイバーシティ推進課	0件	—
市街地再開発等促進特別減税条例の改正について	経営企画部 まちづくり政策課	0件	—
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	民生局福祉こども部 子育て支援課	0件	—
(仮称)「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について	民生局こども家庭支援センター 児童相談課	0件	—
老人デイサービスセンター条例の廃止について	民生局福祉こども部	1件 (1人)	個人

	福祉施設課		
老人憩いの家条例の改正について	民生局福祉こども部 福祉施設課	0件	—

2 規則（1件）

案件名	担当課	提出された意見数	内訳
許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案について	総務部 総務課	0件	—

3 審査基準等（1件）

案件名	担当課	提出された意見数	内訳
消防設備等の設置、危険物の規制及び火災予防条例に係る指導指針の改正について	消防局 予防課	0件	—

4 計画（7件）

案件名	担当課	提出された意見数	内訳
「(仮称)大矢部弾庫跡地整備・運営事業基本計画」の策定	建設部 公園管理課（公園活用推進担当）	30件 (7人)	個人
北下浦漁港海岸等浸食対策基本計画の計画変更について	港湾部 港湾整備課	0件	—
第3期横須賀こども未来プランの策定について	民生局福祉こども部 子育て支援課	171件 (52人)	個人
第2期がん対策推進計画の策定について	民生局健康部 健康管理支援課	24件 (6人)	個人
横須賀市社会的養育推進計画の策定について	民生局こども家庭支援センター こども家庭支援課	5件 (1人)	個人
横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編）の改訂について	市長室 危機管理課	0件	—
「横須賀市都市計画マスタープラン」の見直し案について	都市部 都市計画課	17件 (1人)	個人

パブリック・コメント手続（意見募集）

許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について

意見募集期間

令和7年（2025年）

9月11日（木）～10月1日（水）

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、行政手続法及び横須賀市行政手続条例に基づく標準処理期間についての規則です。

許認可等に関する事務について、処理期間が法令により定められていないものについては、この規則で標準的な処理期間を定めることにより、許認可等を受けられるおおよその時期を予測できるようになることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上に役立てることができます。また、許認可等に関する事務を迅速に処理するため、標準処理期間を定めたときは、これを公にしなければならぬ旨が定められています。

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、このような考え方に基づくものであり、個別の事務の名称と標準処理期間等を別表に一覧にし、新たな事務が追加されるなどの変更がある場合には、その都度見直しをしています。

この度のパブリック・コメント手続は、この別表の見直しに関し全般的なこと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

【目次】

◆許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案（別表の改正）	
標準処理期間を追加する事務	3
標準処理期間を削除する事務	5
◆許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）	6
◆意見の提出方法	7

・標準処理期間を追加する事務（16件）

No.	許認可等事務名 【根拠法令】	標準処理期間	内 訳					追加する理由	所管課名
			申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	介護医療院の開設の許可 【介護保険法第107条第1項】	14日	1日	8日	—	—	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
2	介護医療院の変更の許可 【介護保険法第107条第2項】	14日	1日	8日	—	—	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
3	介護医療院の開設の許可の更新 【介護保険法第108条第1項】	14日	1日	8日	—	—	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
4	介護医療印の管理医師の承認 【介護保険法第109条第1項】	14日	1日	8日	—	—	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
5	介護医療医療院の医師以外の管理者の承認 【介護保険法第109条第2項】	14日	1日	8日	—	—	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
6	高額医療合算介護予防サービス費の支給 【介護保険法第61条の2第1項】	90日	1日	88日	—	—	1日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 介護保険課
7	家庭的保育事業等の事業認可、廃止又は休止の承認 【児童福祉法第34条の15第2項・第7項】	90日	3日	40日	10日	30日	7日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部 子育て支援課
8	結核指定医療機関の指定 【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項】	14日	1日	7日	—	1日	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局健康部保健所 保健予防課
9	旅館営業者の地位の承継の承認（譲渡） 【旅館業法第3条の2第1項】	25日	1日	2日	2日	15日	5日	法改正に伴い新たに事務を開始したため	民生局健康部保健所 生活衛生課
10	妊婦のための支援給付認定 【子ども・子育て支援法第10条の9第1項】	30日	5日	20日	—	—	5日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局こども家庭支援センターこども給付課
11	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和認定 【建築基準法第87条の2第1項】	30日	1日	21日	1日	—	7日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
12	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和の変更認定 【建築基準法第87条の2第3項】	30日	1日	21日	1日	—	7日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課

No.	許認可等事務名 【根拠法令】	標準処理期間	内 訳					追加する理由	所管課名
			申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
13	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項】	7日	2日	3日	—	—	2日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
14	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項】	7日	2日	3日	—	—	2日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
15	マンション建替え型総合設計制度による許可 【マンション建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項】	60日	1日	21日	1日	30日	7日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
16	長期優良住宅型総合設計制度による許可 【長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項】	60日	1日	21日	1日	30日	7日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課

・標準処理期間を削除する事務（2件）

No.	許認可等事務名 【根拠法令】	標準処理期間	内 訳					削除する理由	所管課名
			申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	魚介類加工業の許可 【魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項】	(14日)	(1日)	(2日)	(4日)	(-)	(7日)	県条例の廃止に係る経過措置期間が満了したため	民生局健康部保健所生活衛生課
2	魚介類加工業の取扱品目等の変更の承認 【魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第7条第2項】	(8日)	(1日)	(1日)	(-)	(-)	(6日)	県条例の廃止に係る経過措置期間が満了したため	民生局健康部保健所生活衛生課

○許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）

（総則）

第1条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条及び横須賀市行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第5条第1項に規定する標準処理期間(申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（標準処理期間等）

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

（適用除外）

第3条 当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、市長又は福祉事務所長が明らかに前条に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同条の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

（例外規定）

第4条 補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)及びサービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号)に基づく標準処理期間については、別に定める。

（標準処理期間の掲出）

第5条 標準処理期間を設定した課等は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示しなければならない。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年)9月11日(木)から
令和7年(2025年)10月1日(水)まで
- 2 宛先 総務部総務課 事務管理・情報公開担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・総務部総務課(横須賀市役所本館1号館5階5番窓口)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階34番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 総務部総務課 事務管理・情報公開担当
 - ウ ファクシミリ
046-822-7795
 - エ 電子メール
inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。

資料3

審査基準等の設定状況(令和7年度)

令和7年10月1日現在

	①法律等に基づく処分			②県条例等に基づく処分			③市条例等に基づく処分			合 計		
	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定
審査基準	320	177	143	0	0	0	323	294	29	643	471	172
設定率	55%			-			91%			73%		
標準処理期間	621	469	152	8	8	0	176	151	25	805	628	177
設定率	76%			100%			86%			78%		
処分基準	311	62	249	5	2	3	106	49	57	422	113	309
設定率	20%			40%			46%			27%		

※標準処理期間対象数には、法令等に事務処理期間が明記されているもの及び補助金等交付規則又はサービス等提供規則に基づくものは含まれていない。

審査基準等の設定状況(令和6年度)

令和6年10月1日現在

	①法律等に基づく処分			②県条例等に基づく処分			③市条例等に基づく処分			合 計		
	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定
審査基準	282	134	148	0	0	0	302	272	30	584	406	178
設定率	48%			-			90%			70%		
標準処理期間	616	463	153	8	8	0	184	155	29	808	626	182
設定率	75%			100%			84%			77%		
処分基準	305	62	243	5	0	5	101	47	54	411	109	302
設定率	20%			0%			47%			27%		

※標準処理期間対象数には、法令等に事務処理期間が明記されているもの及び補助金等交付規則又はサービス等提供規則に基づくものは含まれていない。

審査基準等の設定状況(令和5年度)

令和5年10月1日現在

	①法律等に基づく処分			②県条例等に基づく処分			③市条例等に基づく処分			合 計		
	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定	対象	設定済	未設定
審査基準	282	134	148	0	0	0	307	276	31	589	410	179
設定率	48%			-			90%			70%		
標準処理期間	615	462	153	10	10	0	184	159	25	809	631	178
設定率	75%			100%			86%			78%		
処分基準	305	62	243	5	0	5	103	47	56	413	109	304
設定率	20%			0%			46%			26%		

※標準処理期間対象数には、法令等に事務処理期間が明記されているもの及び補助金等交付規則又はサービス等提供規則に基づくものは含まれていない。

標準処理期間に関する聞き取りについて

本会議において、事務局から実施機関に確認することとされていた、資料 2 の 3 ページ目 6 「標準処理期間を追加する事務」に記載の介護保険法第 61 条の 2 第 1 項を根拠とする「高額医療合算介護予防サービス費の支給」に係る事務について、申請内容の審査期間を 88 日（標準処理期間 90 日）としていることについて、実施機関に聞き取りを行いましたので、回答内容を以下のとおりご報告いたします。

正しい標準処理期間

当該事務における標準処理期間 90 日は誤りであり、実際の処理期間は概ね 30 日程度とのことです。